

茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

茨城県では、外国人が共に活躍できる職場づくりにおいて優れた取組を行う企業を「優良企業」として、さらに先進的な取組を行う企業を「先進企業」として認定する「茨城県外国人受入優良企業等認定制度」を実施している。本業務は、本制度の普及啓発及びブランディングを図るため、親しみやすく、かつ信頼感のある認定ロゴマークを制作するとともに、商標登録により権利保護を図るものである。

2 業務概要

(1) 業務名 茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務

(2) 業務内容 別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額（予算額） 金901,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本項に記載の金額は、参考の額であり、執行すべき予定価格は、本契約の執行者が予算の範囲内で別途定めるものであり、企画書の提出期限後に開封する。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、大分類01「印刷類」または、大分類15「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし、公告の日から契約締結の日までの間において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

4 スケジュール（予定）

（契約締結まで）

- ・公募開始（公告） 令和7年12月10日（水）
- ・質問書の提出期限 令和7年12月17日（水）16時まで
- ・質問への回答 令和7年12月19日（金）まで
- ・企画提案書等の提出期限 令和7年12月24日（水）16時必着
- ・審査結果通知・見積依頼 令和8年1月上旬
- ・見積額確認・契約締結 令和8年1月中旬

(契約締結以降)

- ・デザイン制作・商標調査 令和8年1月中旬～下旬

※弁理士による正式な商標調査（類似群コードに基づく調査および識別力の検討）の結果、登録のリスクが高いと判断された場合は、無償でデザインの修正対応を行うこと。

- ・商標登録出願 令和8年1月下旬（デザイン確定後、速やかに実施）

- ・認定ロゴマーク及びガイドライン納品 令和8年2月13日（金）まで

※2月末の認定式等での活用に向け、データのみ先行して納品すること。

- ・登録査定（合格通知） 令和8年3月下旬

- ・登録料の納付 令和8年3月下旬

※詳細は下記「6 商標登録業務に係る実施要件」を参照

5 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を期限（令和7年12月22日（月）16時必着）までに提出すること。

（1）参加申込書兼誓約書（様式第1号）

（2）企画提案書（様式任意）

以下の事項を含めること。

- ・デザインコンセプト

- ・デザイン案（優良企業・先進企業の各1案以上）

※「先進企業」は「優良企業」の上位認定であることを踏まえ、視覚的に関連性やグレード感が伝わるデザインとすること。

- ・業務実施体制及びスケジュール

（3）商標の簡易調査結果（様式任意）

提案するデザイン案について、特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」等を用いた簡易的な類否調査（スクリーニング）を行い、類似する商標（区分：第35類、第42類等）が存在しないことを確認した結果（検索に使用したキーワード、指定した区分等の検索条件及び検索結果画面の写し等）を添付すること。

（4）経費見積書（様式任意）

以下記載例のとおり、積算内訳を明記すること。

【記載例】

（単位：円）

No	項目	内容	税抜額	税額	小計	備考
1	デザイン費	認定ロゴマーク制作費				簡易調査費を含む
2	調査・出願費	2-1. 商標調査・出願手数料				・類似商標・識別力調査 ・早期審査手続費用含む
		2-2. 出願印紙代（特許庁納付）				(3400円+(区分数×8600円)) ×ロゴ2点
3	商標登録料等	3-1. 登録成功報酬				弁理士費用（※）
		3-2. 登録料（10年分）（特許庁納付）				区分数×32,900円×ロゴ2点 (※)
4	一般管理費					
合計						

※契約期間内に商標登録を完了できない場合、本項目（No.3-1及び3-2）は請求対象外（減額）となる。

（5）業務実績を証する書類（様式任意）

過去5年間におけるロゴマーク制作及び商標登録出願支援に係る主な業務実績（業務名、発注者、契約期間、業務内容、成果物の画像等）を記載すること。

※会社案内やポートフォリオ（作品集）等の既存資料の添付でも可とする。

6 商標登録業務に係る実施要件

- （1）出願する区分選定にあたっては、本制度の目的（外国人材の確保・定着支援等）におけるリスク管理の観点から、第35類（広告・事業管理等）または第42類（認証・検査等）などから、本制度の保護に最も適した区分（または多区分）を専門的見地から検討し、提案すること。
- （2）本業務の履行期限（令和8年3月31日）内での商標登録完了を目指すため、特許庁への出願にあたっては「早期審査制度」を活用し、速やかな権利化に努めること。
- （3）前項により早期審査を実施した場合であっても、特許庁の審査状況等の事由により、契約期間内に商標登録を完了できない場合は、商標登録出願手続きの完了および当該出願に係る報告書の納品をもって本業務を完了とする。
- （4）前項により商標登録出願をもって業務完了とした場合、当初見積書に計上された「商標登録料（特許庁への納付手数料）」および「商標登録成功報酬（弁理士報酬等）」については、支払いの対象としない（未実施項目として減額する）。この場合において、契約金額の変更契約手続きは行わず、完了検査に基づく実績額（デザイン制作費、調査費および出願手続き費用の合計額）をもって精算を行うものとする。

7 審査・選定方法

（1）審査方法

- ・審査会において、提出された内容を審査及び採点し、随意契約の交渉権を得る事業者を選定する。
- ・審査結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに文書で通知する。
- ・随意契約交渉権を得た事業者との契約合意に至らなかった場合、または、「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、審査結果の第2位に選定された事業者と交渉を行う。
- ・審査の内容については、一切公表しない。また、審査結果についての異議の申し立ては一切認めない。

（2）審査基準

- ・デザイン性：親しみやすさ、視認性、制度の趣旨との合致、「優良」と「先進」の体系的整合性
- ・実現可能性：商標登録の確実性（調査結果の信頼性）、スケジュールの妥当性
- ・実施体制：類似業務の実績、法令遵守体制
- ・経済性：見積額の妥当性

（3）参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・「3 参加資格」の要件を満たさなくなった者
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合

- ・見積書の見積額(税込)が「2 (4) 提案上限額」を超えている場合

8 提出先及び問い合わせ先

茨城県 産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 : 029-301-3645 E-mail : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

9 その他

- ・提出された企画案等は返却しない。
- ・今回のプロポーザルで提出された企画案等の作成にかかる費用は、参加者の負担とする。
- ・契約締結後、本業務において制作した成果品の著作権、原版及び制作データ等の所有権は、すべて茨城県に帰属するものとする。